

# 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)見直し検討のポイント

## 第1章 総 則

項 目	現 行	見 直 し															
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定 第2 前提となる事態の想定等	原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)の中で検討された資料を参考とし、放射性物質の放出量の規模は、1979年3月に発生した「米国スリーマイル島での事故を上回るもの」等を前提となる事態と想定する。	東京電力福島第一発電所の事故では、放射性物質の放出量は、米国スリーマイル島の事故を大きく上回るものと推定されることから、同規模の放射性物質が外部に放出された事態を想定する。															
第3 予測される影響等	万一隣接する原子力発電所において、米国スリーマイル島の事故に相当する異常事態が発生したとしても、国の防災指針での検討を踏まえ、人体に影響がおよぶ恐れはない。	東京電力福島第一発電所の事故で、希ガスや放射性ヨウ素が最も多く放出された日の放出データをもとに、琵琶湖環境科学研究センターの大気拡散シミュレーションを用いて、放射性物質の拡散予測を行った。今回の結果では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にないものと予測される。</li> <li>・放射性ヨウ素については、甲状腺等価線量は、以下のとおりと予測される。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1480 991 2049 1425"> <thead> <tr> <th>発電所</th> <th>100～500mSvの区域</th> <th>50mSvを越える区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所</td> <td>長浜市、高島市の一部の区域、最大43km</td> <td>16市町、最大79km</td> </tr> <tr> <td>(株)関西電力美浜原子力発電所</td> <td>長浜市、高島市の一部の区域、最大42km</td> <td>18市町、最大89km</td> </tr> <tr> <td>(株)関西電力大飯原子力発電所</td> <td>高島市の一部の区域、最大27km</td> <td>高島市、最大38km</td> </tr> <tr> <td>(株)関西電力高浜原子力発電所</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	発電所	100～500mSvの区域	50mSvを越える区域	(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所	長浜市、高島市の一部の区域、最大43km	16市町、最大79km	(株)関西電力美浜原子力発電所	長浜市、高島市の一部の区域、最大42km	18市町、最大89km	(株)関西電力大飯原子力発電所	高島市の一部の区域、最大27km	高島市、最大38km	(株)関西電力高浜原子力発電所	影響なし	影響なし
発電所	100～500mSvの区域	50mSvを越える区域															
(株)日本原子力発電所敦賀原子力発電所	長浜市、高島市の一部の区域、最大43km	16市町、最大79km															
(株)関西電力美浜原子力発電所	長浜市、高島市の一部の区域、最大42km	18市町、最大89km															
(株)関西電力大飯原子力発電所	高島市の一部の区域、最大27km	高島市、最大38km															
(株)関西電力高浜原子力発電所	影響なし	影響なし															

項 目	現 行	見 直 し
第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所が所在する市町に隣接する市町として、長浜市、高島市とする。</li> </ul>	<p>国の原子力安全委員会が示す「原子力発電所防災対策を充実すべき地域に関する考え方」の「緊急時防護措置を実施すべき区域」(UPZ)を踏まえる。            滋賀県が行った放射性物質拡散予測結果を踏まえる。            地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況を踏まえる。            を総合的に判断して、高島市、長浜市のうち指定する区域とする。</p>
第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響をさけるための防護措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全委員会が示す防災指針の「防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方」では、事故発生時の初期段階では放出された放射性物質のうちヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定され、防護措置を屋内退避や安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を講じる必要がある。福島第一原子力発電所の事故においては、その範囲が概ね50kmに及んだ可能性がある。</li> <li>県が行った放射性物質拡散予測結果では、甲状腺等価線量が50mSvを越える地域が概ね滋賀県全域におよび防護措置を実施する地域となる可能性がある。</li> </ul>

項 目	現 行	見 直 し
第7節 市町村地域防災計画の作成、修正に対する協力		市町の原子力災害対策に関する地域防災計画の修正に当たっては、県計画との整合性を図る必要があるため、「県は、関係市またはその他の市町の原子力災害に関する地域防災計画の作成・修正に協力する。」を加える。
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	地域防災計画風水害等対策編を基本とし、安全規制担当省庁および原子力事業者を記述。	県、関係市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を加える。
第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策		<p>原発事故に対し、正しく知り、リスクを過小評価せず、十分に備えることにより、被害防止・軽減を図る。</p> <p>事業者からの迅速な情報収集と住民等に対する的確な情報伝達  環境モニタリング情報の提供  原子力防災に関する知識の普及と情報共有  防災業務関係者に対する研修  防災訓練の実施  相談体制の整備</p>

## 第2章 災害予防対策

項 目	現 行	見 直 し
第4節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1 情報の収集・連絡体制等の整備	国、関係市および原子力事業所が所在する県、原子力事業者等の防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。	放射性プルーム通過時の被ばくの影響をさけるための防護措置を講ずべき地域に、概ね本県の全域がおよぶおそれがあるため、連絡体制に、全市町（その他市町）を追加する。
第4 モニタリング体制等	緊急時におけるモニタリング計画を策定し、緊急時および平常時のモニタリングを実施する。	モニタリング体制を強化するため、環境放射線モニタリング計画を策定するとともに、緊急時において、次の班を設ける。 (1)企画統括班 (2)情報収集記録班 (3)モニタリング班
第6 国の緊急時放射線影響予測システムの活用	県は、国に対し、緊急時放射線影響予測システム等による予測データを活用できるよう調整を行う。	県は、緊急時放射線影響予測システム等による予測データの活用を図る。
第5節 災害応急体制の整備 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	(1)原災法第10条の規定による特定事象の通報を受けた場合 「特定事象対策本部」を設置 (2)原災法第15条の規定により内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 「災害警戒本部」を設置	(1)原子力事業者から重大トラブルに関する情報を受けた時 「警戒配備」 (2)原子力事業者から緊急時の通報を受けた場合 「災害警戒本部」を設置 (3)原災法第10条の規定による特定事象の通報を受けた場合および原災法第15条の規定により内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 「災害対策本部」を設置 （各体制の設置基準等の明確化）

項 目	現 行	見 直 し
第 5 自衛隊派遣要請体制		自衛隊への派遣要請や受入体制の整備等必要な準備を整備する。

### 第3章 災害応急対策

項 目	現 行	見 直 し
第1節 基本方針	原災法第10条に基づく特定事象の通報および第15条に基づく緊急事態宣言が発出の場合の対応	原災法10条、15条の対応の他、緊急時の通報の対応を加える。
第2節 情報の収集・緊急連絡体制 第5 緊急時モニタリング		緊急時モニタリングの内容の決定、第1段階モニタリング、第2段階モニタリング、評価、終了など緊急時モニタリングの手順を加える。
第3節 活動体制の確立 第1 動員体制		<p>配備レベル、配備体制を加える。</p> <p>フェーズ1 警戒配備 (重大なトラブル通報時等)</p> <p>フェーズ2 災害警戒本部の設置 (原子力防災管理者から緊急時通報時等)</p> <p>フェーズ3 災害対策本部の設置 (特定事象の通報時等)</p> <p>フェーズ4 災害対策本部の設置 (緊急事態宣言発出時)</p>
第2 警戒配備時の活動体制		警戒配備体制の決定、防災関係機関への連絡、解除基準を加える。
第3 緊急時通報受信時の活動体制		災害警戒本部の設置基準、会議の招集、解除基準、組織、配備体制、所掌事務を加える。
第4 特定事象発生時の活動体制	特定事象対策本部の設置、解除	災害対策本部の設置基準、設置、情報収集連絡体制、現地事故対策連絡会議との連携、解除、組織、配備体制等を加える。

項 目	現 行	見 直 し
第 9 自衛隊原子力災害派遣要請計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の派遣要請の手続き、受入体制等を加える。</li> </ul>
第10 防災業務関係者の安全確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態応急対策に係る防災業務関係者（県、警察、関係市、消防機関およびその他の防災関係機関）の防護対策等安全確保を図ることを加える。</li> </ul>
第 4 節 住民等への情報伝達、相談活動 第 1 住民等への情報伝達活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達の内容に、災害時要援護者への配慮を加える。</li> </ul>
第 3 風評被害対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害対策を加える。</li> </ul>
第 5 節 退避および避難計画 第 1 計画の方針 第 2 退避等の措置に関する指標 第 3 退避等の措置の実施主体 第 4 屋内退避 第 5 コンクリート屋内退避		<ul style="list-style-type: none"> <li>・退避等に関する指標および避難等を指示した場合の県、関係市、学校、社会福祉施設等の対応について加える。</li> <li>・なお、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など防護措置を決定するための判断基準については、国の原子力安全委員会において検討中であり、これらの見直しを踏まえ、今後さらに必要な改定を行う。</li> </ul>
第 6 避難		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)広域避難にともなう受入市町長との連携、受入市町長のとるべき措置を加える。</li> <li>(2)県は、県内市町間の協力応援体制の整備を図る。を加える。</li> <li>(3)県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて近隣府縣市や関西広域連合に対する応援要請を行うことなど連携の確保に努めることを加える。</li> </ol>
第 7 災害時要援護者への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、関係市が行う要援護者への避難誘導、情報提供に配慮するよう助言するとともに必要な協力を行うことを加える。</li> </ul>

項 目	現 行	見 直 し
第 8 飲料水、飲食物および生活必需品の供給		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、関係市から要請を受けた場合、備蓄物資の供給などを行うことを加える。</li> </ul>
第 9 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、国が計画的避難区域等を指定した場合には、関係する市町に対し、避難に必要な事項について指示を行うことを加える。</li> </ul>
第 6 節 緊急輸送活動 第 1 緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送の順位、緊急輸送の範囲、体制を確立することを加える。</li> </ul>
第 2 緊急輸送のための交通確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察は、緊急輸送のための交通確保のため交通規制等を行う。</li> <li>・ 県は、陸上輸送が困難な場合、自衛隊などに湖上輸送の協力を要請することを加える。</li> </ul>